

(4面から続く)

理者の立場、また一方では一  
生懸命の取り組みがうまく伝  
わらないとの思いでの、それ  
ぞれの立場の違いが生じた結  
果かもしれません。

地域資源を生かした市民の  
自主的な取り組み、本市を元  
気にする協働のまちづくりの  
一環として、何らかのサポー  
ト体制があれば結果は違って



守谷 浩一 議員《日本共産党》

### デリバリー方式でない 中学校給食を

本市では、中学校給食の実  
施方式も含めて、座間市立中  
学校給食のあり方検討懇話会  
(以下、懇話会)が昨年から  
開催されています。そして、  
懇話会の内容をまとめた昨年  
度の中間報告が今年3月16日  
に発表されました。懇話会  
では今年1月25日、弁当併用  
によるデリバリー方式(栄養士  
がたてた献立で民間業者に弁  
当を依頼)の中学校給食を実  
施している愛川町を視察しま  
した。これだけに終わらせる  
ことなく、自校方式や親子方  
式の中学校給食も視察すべき  
ではないかと考えます。船橋  
市では、ランチルームを設け  
て、すばらしい自校方式の中  
学校給食を実施しています。

また、お隣の相模原市で2  
007年2月に学校給食のシ  
ンポジウムがありました。こ  
の報告によれば、「デリバリ  
ー方式では、食材が何をつか  
われているかわからない、学  
校給食法の意図を正しくいか  
していないので、デリバリー  
方式で給食と呼ぶなんてあり  
えない」という意見がありま  
した。未来を背負う子どもた  
ちの大切な体と心をつくる観  
点で、こういった意見も踏ま  
えて、本市にとって大事な中  
学校給食のあるべき姿をしつ  
かり考えていくことを求めま  
す。教育長の所見を伺います。  
教育長 懇話会の方向性が  
出ているから検討をしていきます。

また、大型電動生ごみ処理機  
の設置を生ごみ資源化施設と  
して開発指導要綱のなかに盛  
り込んで自治体もありま  
すが当局の所見を伺います。  
さらに、ダンボールコンポ  
ストはペランダ等で手軽に使  
用できることから取り組む市  
民がふえ、購入費用の一部を  
助成する自治体もあります。  
できた堆肥を回収し、公共施  
設の一部に無料配布のコーナ  
ーを設置したり、朝市やまつ  
りなど各種イベントの際、市  
民へ配布したり、畑や花壇等  
に活用できるなど、地域循環  
させる仕組みをつくっていく  
ことも必要と考えますが、当  
局の所見を伺います。  
環境経済部長 大型電動生

本市の電動生ごみ処理機補  
助事業は、家庭用と10世帯以  
上の集合住宅や、マンション  
などに設置する大型電動生ご



牧嶋 とよ子 議員《神奈川ネット》

### 生ごみを活かした地産地消を 地域循環の仕組みづくりに

み処理機が対象となっていま  
す。現在の大型電動生ごみ処  
理機の取り組み状況と実績に  
対する当局の見解を伺います。

また、大型電動生ごみ処理機  
の設置を生ごみ資源化施設と  
して開発指導要綱のなかに盛  
り込んで自治体もありま  
すが当局の所見を伺います。  
さらに、ダンボールコンポ  
ストはペランダ等で手軽に使  
用できることから取り組む市  
民がふえ、購入費用の一部を  
助成する自治体もあります。  
できた堆肥を回収し、公共施  
設の一部に無料配布のコーナ  
ーを設置したり、朝市やまつ  
りなど各種イベントの際、市  
民へ配布したり、畑や花壇等  
に活用できるなど、地域循環  
させる仕組みをつくっていく  
ことも必要と考えますが、当  
局の所見を伺います。  
環境経済部長 大型電動生



竹市 信司 議員《市民連合》

### 返還地利用計画の審議 市民に公開すべき

基地返還促進委員会を非公  
開にしている根拠は、協働ま  
ちづくり条例第12条第1項第  
2号の「会議の内容に非公開  
情報が含まれる場合」で、こ  
の場合の非公開情報とは情報  
公開条例第7条第3号の「率  
直な意見の交換若しくは意思  
決定の中立性が不当に損なわ  
れるおそれ、不当に市民の間  
に混乱を生じさせるおそれ又  
は特定の者に不当に利益を与  
え、若しくは不利益を及ぼす  
おそれがあるもの」だとい  
うことですが、市が定めた条例  
の解釈・運用には「公開のも  
たらす支障が客観的に不当と  
判断できる場合に、例外的に  
非公開とするもの」「支障が  
重大で非公開とすることに合  
理性が認められる場合などに  
限定される」「附属機関の議  
事運営規程や議決等によって

ごみ処理機の補助事業につい  
ては、ホームページや広報、  
窓口などにパンフレットを置  
き、普及啓発に心がけていま  
す。しかし、維持管理や、ご  
み処理に手間がかかるなど、  
利用者の負担、スペースなど  
の問題もあり、設置する集合  
住宅がないのが現状です。ま  
た、開発指導要綱に設置を盛  
り込むことについては、他市  
の状況を調査し、盛り込む方  
向で検討してまいります。  
ダンボールコンポストの助  
成については現在考えていま  
せんが、講習会の開催などを  
行っていくと考えると、いま  
す。堆肥の活用については、  
貴重なご提案として受け止め  
させていただきます。

決せられるものではなく、個  
別具体的に判断されるもので  
ある」とされています。しか  
し、委員会の非公開は初回に  
決めたままではないですか。  
重大な支障があるという具体  
的な理由が示せない以上は公  
開すべきという条例の趣旨を  
委員の方々に説明しているの  
ですか。最低限、情報公開審  
査会の意見を聞いて決めるの  
が筋ではないですか。  
秘書室長 最初の会議の際、  
非公開情報は毎回出てくる可  
能性があるだろうという認識  
で答申までの間は非公開と確  
認されましたが、次回からは  
毎回確認をさせていただいた  
と思います。私としては説  
明をしたつもりですが、各委  
員がどの程度理解をされてい  
たか申し上げることは差し控  
えたいと思います。

# 委員会の動き

6月定例会各常任委員会の審査概要は、次のとおりです。  
それぞれの常任委員会で付託案件の精査をしました。

## 企画総務

▽ 議案第43号 財産の取得  
について  
はしご付消防ポンプ自動車  
買い入れのための契約につ  
いて、今回、対象業者が2社し  
かないと聞いているが、一般  
的に競争入札としての実効性  
という意味からは、予定価格  
以内であるからよいとしても、  
適正かどうかという判断が困  
難な事例だと考える。今後の  
課題等あればどう対処してい  
くのか。との質疑に、今回は  
登録業者から、条件付一般競  
争入札で納品できる業者を絞  
る条件をつけています。営業  
種目「自動車」では81社、さ  
らに営業細目「消防自動車」  
を条件にすると対象業者は48  
社となります。また、地域要  
件は特殊車両のため第6地域  
となり、全国の業者の中で本  
市を希望している48社が対象  
となります。特殊な案件のため、  
直近5カ年の納入実績の  
ある業者を対象としました。  
はしご車の納入が可能な業者  
は全国では4社程度あります  
が、本市の仕様内容に対し納  
入できる業者は2社とのこと  
です。との答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原  
案のとおり可決しました。(一  
部委員退席)

▽ 議案第30号から第33号以  
上4件は、全員賛成で原案の  
とおり可決しました。

## 教育市民

▽ 議員提出議案第2号は、  
賛成少数で否決しました。(一  
部委員退席)

▽ 陳情は4面参照

▽ 議案第29号 平成22年度  
座間市一般会計補正予算(第  
1号)  
歳入のコミュニティ助成事  
業助成金、それに対する歳出  
のコミュニティセンター管理  
運営事業費に関して、今回は  
栗原コミュニティセンターに  
対するものだが、直近のひば  
りが丘コミュニティセンター  
などの開設当時にも同じよう  
な助成をしてきたのか。との  
質疑に、ひばりが丘コミュニ  
ティセンターでもこの助成を  
使っています。との答弁があ  
りました。続いて、先般、宝  
くじの助成の関係が事業仕分  
けの対象となって、今後、当  
てにしていこうことは厳しいの  
ではないかと思うが、これか  
ら仮に新しいコミュニティセ  
ンターの建設があった場合、  
市が単独でこれまでと同じよ  
うな助成をしていかなければ  
ならないかもしれないが、助  
成について、どのように考え  
るか。との質疑に、今後も同  
じ助成制度があれば活用して  
いきたい。との答弁がありま  
した。委員からは、各コミュ  
ニティセンターの統一を図る  
上で、制度がなくなった場合  
でも、市が積極的な財源確保

を行っていたいただきたい。との  
要望がされました。

採決の結果、全員賛成で原  
案のとおり可決しました。

▽ 議案第35号は、全員賛成  
で原案のとおり可決しました。

▽ 請願及び陳情は4面参照

## 都市環境

▽ 議案第34号 座間市廃棄  
物の減量化、資源化及び適正  
処理等に関する条例の一部を  
改正する条例  
条例改正による一般廃棄物  
の処理に係る手数料または産  
業廃棄物の処分に必要な費用  
の値上げについて、なぜ4円  
値上げになったのか。との質  
疑に、高座清掃施設組合の手  
数料が4円値上げしたこと  
により、これに合わせて本市も  
4円値上げをするものです。  
また、高座清掃施設組合では  
ごみを処理するのに実際は約  
30円かかっていますが、一度  
に値上げするわけにはいかな  
いので25円にしました。との  
答弁がありました。続いて、  
近い将来30円に値上げするの  
か。との質疑に、今後の処理  
費の動向にもよりますが、し  
ばらく値上げする考えはあり  
ません。との答弁がありました。  
また、さらに、今までに手数料  
の変更はあったのか。あった  
のなら、どのようなものを  
いくら上げたのか。との質疑  
に、平成15年に今回と同様、  
各手数料を値上げしました。  
値上げ額は3円です。との答  
弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原  
案のとおり可決しました。

▽ 議案第36号から第39号以  
上4件は、全員賛成で原案の  
とおり可決しました。

▽ 陳情は4面参照